

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	平成30年度中津港(田尻地区)航路(-12m)灯浮標撤去・設置
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局別府港湾・空港整備事務所長 上谷 修 別府市石垣東10-3-15
契約締結日	平成30年4月9日
契約の相手方の氏名及び住所	五洋建設株式会社 九州支店 福岡市博多区博多駅東2丁目7-27
契約金額(消費税及び地方消費税含む)	6,760,800円
予定価格(消費税及び地方消費税含む)	6,760,800円
随意契約によることとした理由	<p>平成30年4月6日(金)夕刻に、大分海上保安部より、当局が設置してある中津港の灯浮標が流失している旨の一報がもたらされた。職員が現地へ向かい、現場確認の後、灯浮標の流失が確認された為、これ以上の流失を防ぐため、用船を用いて一時仮固定を行った。</p> <p>灯浮標においては航行船舶の指標と成るべきものであり、用いられなければ重大な事故災害を誘発する危険がある。</p> <p>以上の状況を踏まえ、災害防止(航行船舶の事故防止)を目的とし、緊急に灯浮標の仮固定箇所からの撤去及び本来設置場所への投入・固定を行うものである。</p> <p>九州地方整備局は、社団法人日本埋立浚渫協会九州支部との間で、「災害時における九州地方整備局港湾空港部管轄区域の緊急的な災害応急対策業務に関する協定書」の締結を行っている。今般、緊急業務を実施するにあたり、契約の相手方を選定するため、同協定に基づき同協会に協力要請を行ったところ、同協会の会員である五洋建設株式会社九州支店が直ちに契約可能との回答を得た。</p> <p>よって、五洋建設株式会社九州支店と、会計法第29条の3第4項及び予決令102条の4第3号の規定に基づき、随意契約するものである。</p>
備考	